

## 子育て家庭の方へ大切なお知らせ

令和6年10月分から児童手当制度が変わります



### □ 制度改正の内容

- (1) 高校生年代まで支給対象年齢の拡大
- (2) 所得制限の撤廃
- (3) 第3子加算額の増額〔第3子以降：30,000円〕
- (4) 第3子加算（多子加算）のカウント方法の変更  
〔算定対象は22歳になった日以後の最初の3月31日までの子で、児童手当受給者が生活費等の経済的負担をし、養育している場合〕
- (5) 支給期月の変更  
〔4月、6月、8月、10月、12月、2月 各前月までの2か月分を支給〕

### □ 児童手当支給日の変更

制度改正後、最初の支給となる令和6年12月支給分から、支給日が15日に変更されます。

支払日及び口座振込の通知はお送りしておりませんので、支給日以降、通帳のご確認をお願いいたします。

- 現在、児童手当を受給しておらず、高校生年代の児童を養育している等、改めて申請が必要になる場合があります。詳しくは、広報いばらきお知らせ版9月15日号もしくは町ホームページをご確認ください。

【問合せ先】 こども課 ☎029-240-7144（直通）